

津市入札談合情報処理要領

平成 18 年 1 月 1 日

改正 平成 20 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本市における工事又は製造の請負、物件の売買等（以下「工事請負等」という。）の入札に係る情報で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条若しくは第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 第 2 項に規定する談合行為（以下「談合」と総称する。）に関する情報（以下「談合情報」という。）の提供があった場合の対応等について定めるものとする。

(情報内容の確認)

第 2 条 談合情報を入手した職員は、次に掲げる事項について確認し、その内容を調達契約課へ通報するものとする。

- (1) 談合情報の通報者（以下「通報者」という。）の氏名、連絡先等
- (2) 談合情報の具体的内容

2 調達契約課は、前項の規定による通報があったときは、その内容を確認し、当該談合情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、談合情報報告書（第 1 号様式）を作成し、速やかに津市公正入札調査委員会設置要綱（平成 18 年津市訓第 2 号）第 1 条に規定する津市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）に報告するものとする。

- (1) 通報者の氏名及び連絡先、対象となる工事請負等の名称並びに落札予定業者名が明らかであり、かつ、談合に関与した業者名、設計金額に極めて近い落札予定金額、談合が行われた日時、場所及び方法その他の談合に関与した当事者以外には知り得ない情報が含まれている場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、委員会の審議を受ける必要があると認める場合

(委員会の招集及び審議)

第 3 条 委員長は、前条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ委員会を招集するものとする。

- 2 委員会は、談合情報の信ぴょう性、具体的対応の必要性等について審議し、調査を必要とする情報（以下「要調査情報」という。）及び必要としない情報の別を認定するものとする。

（入札執行前における要調査情報への対応）

第4条 入札執行前に要調査情報として認定された場合は、次に定めるところにより、事情聴取を行うものとする。

- (1) 事情聴取は、調達契約課の職員のうち複数の者が行う。
 - (2) 事情聴取は、入札に参加しようとする者全員から個別に必要な事項について行う。
 - (3) 事情聴取に応じる者は、津市競争入札参加資格者名簿に登載された代表者又は代表者から権限の委任を受けた者とする。
 - (4) 事情聴取は、原則として、入札日までに行う。ただし、入札日までに事情聴取を行う時間的な余裕がない場合は、入札日の入札開始時刻を繰り下げ、又は発注の遅れによる影響等を考慮の上、入札日を延期して行う。
- 2 調達契約課は、前項の事情聴取の結果について、事情聴取書（第2号様式）を作成し、委員長に報告するものとする。
 - 3 委員長は、前項の規定による報告を受けたときは、委員会を招集するものとする。
 - 4 委員会は、第1項の事情聴取の結果を基に、談合の事実の有無及び今後の対応を審議し、その結果を速やかに市長に報告するものとする。
 - 5 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに入札を執行するか否かを決定し、入札を執行する場合にあっては、必要に応じ入札参加者全員から誓約書（第3号様式）を提出させる等条件を付して行うものとする。

（入札執行後における要調査情報への対応）

第5条 前条第1項から第4項までの規定（同条第1項第4号の規定を除く。）は、入札執行後に要調査情報として認定された場合について準用する。この場合において、同条第1項第2号中「入札に参加しようとする者」とあるのは、「入札参加者」と読み替えるものとする。

- 2 市長は、前項において準用する前条第4項の規定による報告を受けたときは、契約締結前においては入札を無効とするか否かを、契約締結後においては契約を解除するか否かを決定し、必要に応じ入札参加者全員から誓約書を提出させるものとする。

（公正取引委員会等への通報）

第6条 市長は、委員会の審議の結果を受け、必要と認めるときは、公正取引委員会等へ通報するものとする。

（報道機関への対応）

第7条 談合情報への対応について報道機関等から説明を求められた場合には、委員長又は委員長が指定する職員が対応するものとする。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

談合情報報告書

年 月 日

談合情報を入手した日時	年 月 日() 時 分
談合情報の入手手段	電話 報道 書面 面接
談合情報を入手した職員	職名() 氏名()
談合情報の通報者連絡先	報道機関 () その他 () 氏名等・役職 () 連絡先 ()
入札対象工事請負等の名称	
入札 (予定) 日時	年 月 日() 時 分
情 報 の 内 容	
応 答 の 概 要	

第2号様式（第4条関係）

事 情 聴 取 書

年 月 日

事 情 聴 取 の 日 時		年 月 日 () 時 分
事 情 聴 取 の 場 所		
入 札 対 象 工 事 請 負 等 の 名 称		
事 情 聴 取 対 象 業 者 名		
事 情 聴 取 対 象 者 （ 役 職 名 ）		
事 情 聴 取 内 容	1 工事請負等の入札に先立ち、既に落札業者が決定している(た)との情報があるが、そのような事実があるか。	
	2 本件工事請負等について、他社の者と何らかの打合せ又は話合いをしたことがあるか。	
	3 打合せ等があったとすれば、どのような内容か。	
	4 情報が寄せられたことに心当たり又は原因があるか。	
	5 工事請負等の内容・現場把握等について	
	6 応札金額（見積額）の決定について	
	7 その他必要事項	
事 情 聴 取 者		

(注) この事情聴取書は、業者ごとに作成すること。

第3号様式（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

（あて先）津市長

所在地又は住所

商号又は名称	㊟
代表者氏名	㊟
担当者氏名	㊟

今般のの競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）に規定する談合行為は、行っていないことを誓約します。

今後、上記違反の事実が明らかになった場合には、入札を無効とされ、又は契約を解除されても異議はありません。また、この誓約書の写し及び関係書類が公正取引委員会等に送付されても異議はありません。